

9 介護予防短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

…平成18年4月改正箇所  
…平成20年5月改正箇所  
(詳細については、別紙3「介護療養型老人保健施設における介護報酬等の見直しに係る諮問について」JP7を参照。)

基本部分			注			注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士又は 作業療法士の員 数が基準に満た ない場合	常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	リハビリテーショ ン機能強化加算	利用者に対して 送迎を行う場合		
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	a.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援(558単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +30単位	片道につき +184単位	
			要支援(698単位)							
		b.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援(617単位)							
			要支援(771単位)							
		(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) <療養型老健・看護職員を配置>	a.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援(558単位)
										要支援(698単位)
	b.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援(617単位)							
			要支援(771単位)							
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III) <療養型老健・看護オンコール体制>		a.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援(558単位)
										要支援(698単位)
		b.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援(617単位)							
			要支援(771単位)							
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援(624単位)						
				要支援(780単位)						
	b.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>		要支援(624単位)							
			要支援(780単位)							
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) <療養型老健・看護職員を配置>		a.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援(624単位)						
				要支援(780単位)						
		b.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援(624単位)							
			要支援(780単位)							
		(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III) <療養型老健・看護オンコール体制>	a.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援(624単位)						
				要支援(780単位)						
	b.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>		要支援(624単位)							
			要支援(780単位)							
注 特別療養費										
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)										
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)									
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)									
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)									
	(二) 特定治療									

： 特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

平成18年4月改正箇所  
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P32、33を参照)  
 平成18年7月改正箇所  
 (詳細については、別紙2「療養病床再編に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問書について」を参照。)  
 平成20年5月改正箇所  
 (詳細については、別紙3「介護療養型老人保健施設における介護報酬等の見直しに係る諮問について」P7を参照。)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注				
		夜勤を行う職員の仕事条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の仕事条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 667 単位)									
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 498 単位)									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 622 単位)									
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6.1>介護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 582 単位)									
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 727 単位)									
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)									
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 667 単位)									
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 618 単位)									
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 772 単位)									
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)									
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 667 単位)									
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 625 単位)									
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 781 単位)									
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 625 単位)									
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援2 ( 781 単位)									
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 625 単位)									
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 625 単位)									
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算(1日につき 12単位を加算)											
	(二) 栄養士配置加算(1日につき 10単位を加算)											
(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)											
(7) 特定診療費												

注：特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

…平成18年4月改正箇所  
…平成20年4月改正箇所

基本部分				注	注	注	注	
(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 517 単位)	利用者数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合	
			要支援2 ( 646 単位)					
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 601 単位)					
			要支援2 ( 751 単位)					
	(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 447 単位)					×70/100
			要支援2 ( 559 単位)					
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 536 単位)					
			要支援2 ( 670 単位)					
(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 ( 608 単位)	×97/100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	片道につき +184単位		
			要支援2 ( 760 単位)					
	(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要支援1 ( 608 単位)					
			要支援2 ( 760 単位)					
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(4) 療養食加算			(1日につき 23単位を加算)					
(5) 特定診療費								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

…平成18年4月改正箇所

…平成18年7月改正箇所

(詳細については、別紙2「療養病棟再編成に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問案について」を参照。)

基本部分			注					注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニッパターをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 833 単位)					
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 993 単位)						
	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <一般病院>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 944 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 1,098 単位)						
		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 766 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 934 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <一般病院>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 850 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 1,039 単位)						
		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 743 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 906 単位)						
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <一般病院>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 827 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 1,011 単位)						
		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 730 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 890 単位)						
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 814 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 995 単位)						
		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 668 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 ( 828 単位)						
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 570 単位)						
			要支援2 ( 730 単位)						
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 654 単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 ( 835 単位)						
(4) 栄養管理体制加算	一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 946 単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 ( 1,101 単位)						
		a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 946 単位)						
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 ( 1,101 単位)						
(5) 療養食加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	要支援1 ( 857 単位)							
		要支援2 ( 1,048 単位)							
(6) 特定診療費	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 ( 857 単位)							
		要支援2 ( 1,048 単位)							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

…平成18年4月改正箇所

基本部分		注 利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院 患者の定員を超 える場合	注 利用者に対して 送迎を行う場合
(1) 基準適合診療所介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 411 単位) 要支援2 ( 534 単位)	×70/100	片道につき +184単位
(2) 基準適合診療所介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 ( 495 単位) 要支援2 ( 643 単位)		
(3) 栄 養管理体 制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)		
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)		
(4) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)		

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

…平成18年4月改正箇所

基本部分		注	注	注	注
		看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員 の員数が基準 に満たない場合	個別機能訓練 加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により 介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者 生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 214 単位)	×70/100		1日につき +12単位	
	要支援2 ( 494 単位)				
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 63 単位)			×70/100		・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護の選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

11 介護予防福祉用具貸与費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P25を参照。)

基本部分		注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	床ずれ防止用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
認知症老人徘徊感知機器		
移動用リフト		

：特別地域介護予防福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者又は施行の日より6か月を超えない期間において当該種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受ける者を除く。)

## II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

…平成18年4月改正箇所  
(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P12を参照。)

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(400単位)
ロ 初回加算	(250単位)